

三朝町の定員管理等について

(1) 部門別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

三朝町の職員数は、三朝町職員定数条例（昭和28年三朝町条例第7号）で上限を定めています。

職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分		職 員 数					
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
一般行政部門	総務	29人(3)	29人(0)	27人(Δ2)	27人(0)	26人(Δ1)	25人(Δ1)
	税務	5人(0)	5人(0)	6人(1)	5人(Δ1)	5人(0)	5人(0)
	民生	28人(1)	27人(Δ1)	23人(Δ4)	22人(Δ1)	23人(1)	25人(2)
	衛生	5人(Δ1)	6人(1)	6人(0)	6人(0)	6人(0)	5人(Δ1)
	商工	4人(1)	3人(Δ1)	2人(Δ1)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	労働	-	-	-	-	-	-
	農林水産	8人(Δ2)	8人(0)	7人(Δ1)	7人(0)	8人(1)	9人(1)
	土木	3人(Δ1)	3人(0)	4人(1)	3人(Δ1)	3人(0)	2人(Δ1)
	議会	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	計	84人(1)	83人(Δ1)	77人(Δ6)	74人(Δ3)	75人(1)	75人(0)
特別行政部門	教育	19人(Δ3)	15人(Δ4)	16人(1)	16人(0)	16人(0)	15人(Δ1)
	警察	-	-	-	-	-	-
	計	19人(Δ3)	15人(Δ4)	16人(1)	16人(0)	16人(0)	15人(Δ1)
普通会計計		103人(Δ2)	98人(Δ5)	93人(Δ5)	90人(Δ3)	91人(1)	90人(Δ1)
公営企業会計部門等	水道	6人(0)	6人(0)	6人(0)	6人(0)	6人(0)	6人(0)
	下水道	0人(0)	0人(0)	0人(0)	0人(0)	0人(0)	0人(0)
	国保事業	3人(0)	3人(0)	3人(0)	3人(0)	3人(0)	3人(0)
	介護事業	1人(0)	1人(0)	1人(0)	2人(1)	2人(0)	2人(0)
	後期高齢者医療	-	-	2人(2)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	国民宿舎事業	13人(Δ1)	10人(Δ3)	8人(Δ2)	7人(Δ1)	7人(0)	7人(0)
	計	23人(Δ1)	20人(Δ3)	20人(0)	20人(0)	20人(0)	20人(0)
合 計		126人(Δ3)	118人(Δ8)	113人(Δ5)	110人(Δ3)	111人(Δ1)	110人(Δ1)
[条例定数]		[135]	[135]	[135]	[125]	[125]	[125]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、三朝町職員の身分を有する派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。

2 教育長は一般職に含めます。

(2) 部門別職員数の増減状況と主な増減理由（平成23年4月1日現在）

部門別職員数の主な増減理由は以下のとおりです。

部 門	増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	総務	Δ1 事務の見直しによる減員
	税務	0
	民生	2 地域包括支援センターの充実による職員増員(2)
	衛生	Δ1 保健師欠員による減員
	商工	0
	労働	0
	農林水産	1 農業行政の充実を図るため職員増員(1)
	土木	Δ1 事務の見直しによる減員
	議会	0
計	0	
特 政 別 部 行 門	教 育	Δ1 事務の見直しによる減員
	警 察	-
	計	Δ1
普通会計計		0
公 会 営 計 企 業 部 門 等	水 道	0
	下 水 道	0
	国 保	0
	介 護	0
	後期高齢者医療	0
	国民宿舎	0
	計	0
合 計	Δ1	

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成15年度の職員数120人に対し、平成16年度から10年間で20%（24人）削減。（国民宿舎事業を除く。）

この計画中の特定年次計画・三朝町定員適正化計画の目標数値は、次のとおり。

三朝町定員適正化計画（平成17年4月1日から平成22年4月1日まで）

事業名	数値目標					
	H17.4.1 職員数	H18.4.1 職員数	H19.4.1 職員数	H20.4.1 職員数	H21.4.1 職員数	H22.4.1 職員数
総数	129	126	126	124	122	119
うち公営企業	20	19	18	18	17	17
うち水道事業	6	6	6	6	6	6
うち国民宿舎事業	14	13	12	12	11	11